

教職員多忙化解消アクションプランII (令和3年度～令和5年度)

連携団体

福島県市町村教育委員会連絡協議会	福島県都市教育長協議会
福島県町村教育長協議会	福島県PTA連合会
福島県高等学校PTA連合会	福島県特別支援学校PTA連合会
福島県小学校長会	福島県中学校長会
福島県高等学校長協会	福島県特別支援学校長協会
福島県中学校体育連盟	福島県高等学校体育連盟
福島県高等学校文化連盟	福島県高等学校野球連盟

令和4年2月10日改訂

福島県教育委員会

I はじめに

昨今、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の多忙化が大きな社会問題となっています。このような状況において、国は令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部を改正し、令和2年1月には「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を示しました。

本県では、このような国の動きに先駆けて、子どもたちが安心して学べる環境づくりや、保護者が信頼して子どもを預けられる環境づくりのためには、教職員自らが自己研鑽する時間と、教職員が子どもとじっくりと向き合う時間の確保が必要であるとの考えから、平成30年度から令和2年度までの3年間を取組期間とした「教職員多忙化解消アクションプラン」を、その後引き続き令和3年度から令和5年度までの3年間を取組期間とした「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」をそれぞれ策定し、各テーマ別の取組を実施してきました。

そして、令和3年度には、アクションプランの3年間の取組の総括を行い、その成果と課題の分析を行いました。成果としては、新型コロナウイルス感染症対策による教育活動の縮小の影響もありましたが、教職員の時間外勤務時間を全体的に削減することができました。

しかし、一方で時間外勤務時間が月45時間を超えている教職員の割合はまだ多く、時間外勤務時間が月80時間を超える長時間勤務を行わなければならない状況にある教職員も依然として存在していることが浮き彫りとなりました。

福島県教育委員会ではこのような状況を打開するため、アクションプランの総括を反映させた新たな取組を追加するなど、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」をより実効性のあるものに改訂するとともに、「福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則（各市町村教育委員会の規則等も同様）」を遵守することにより、県教育委員会を中心に各所属の管理職がリーダーシップを発揮し、引き続き教職員の多忙化解消に取り組んでまいります。

II 目的

児童生徒の健やかな成長と自己実現のためには、長時間勤務是正による教職員の心身の健康の保持や児童生徒と向き合う時間の確保、積極的な自己研鑽の時間の確保等によって、質の高い教育活動を展開し、学校全体の教育力を高めることが不可欠です。このため、より良い労働環境の整備を進めるとともに、業務の適正化と時間外勤務時間の削減を行います。

Ⅲ 目指すところ

- 1 時間外勤務時間(※)を、月45時間(週11時間)以内かつ年360時間以内とする。
- 2 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、月80時間(週20時間)以内とする。

※ 令和2年度6月勤務実態調査「教員の1週間あたりの学内総勤務時間」(土日の勤務時間を含む)より、正規の勤務時間(1日7時間45分)と休憩時間(同45分)を合わせた週42時間30分を減じた時間。平日1日のモデルで見ると太線の部分の時間を指します。

【例】	時間外	45	時間外
	8:15	休憩時間を挟んだ正規の勤務時間	16:45

Ⅳ 本プランの目標

次に掲げる取組テーマを実践することにより、3年間で時間外勤務時間月80時間(※1)を超える教職員の割合を0%かつ月45時間(※2)を超える教職員の割合を3分の1以下にします。

(令和2年度比・令和6年6月勤務実態調査において達成を目指します。)

- ※1：1週間あたりの学内総勤務時間62時間30分
- ※2：1週間あたりの学内総勤務時間53時間45分

この目標を達成することにより、すべての校種の校長、主幹教諭・教諭、講師及び養護教諭等の常勤の職員の時間外勤務時間が月45時間以下となり、副校長・教頭についても月45時間に近づくことができます。

	小学校			中学校		
	令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間	62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合	削減時間	令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間	62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合	削減時間
校長	52:33	51:13	1:20	52:57	51:35	1:22
副校長・教頭			6:21			11:54
主幹教諭・教諭		52:10	1:42		53:38	5:21
講師	51:22	50:34	0:48		53:32	5:13
養護教諭	50:28	49:30	0:58	53:02	50:58	2:04

	高等学校			特別支援学校		
	令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間	62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合	削減時間	令和2年度勤務実態調査における学内総勤務時間	62時間30分(月80時間)超の割合が0% 53時間45分(月45時間)超の割合が3分の1になった場合	削減時間
校長	51:30	50:42	0:48	51:55	50:42	1:13
副校長・教頭			5:59			6:08
主幹教諭・教諭		51:37	2:27	50:19	49:45	0:34
講師	52:28	50:43	1:45	47:55	47:42	0:13
養護教諭	49:49	49:28	0:21	49:00	48:33	0:27

※ 学内総勤務時間53時間45分(月45時間)以上を網掛けとした

V 重点取組テーマ

1 部活動の在り方の見直し

部活動は、教科指導とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会であるとともに、多様な児童生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割も有しています。また、児童生徒がスポーツ、芸術文化等の幅広い活動の機会を得られるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、体力や技能の向上に資する重要な活動です。

しかしながら、長時間にわたる部活動や、大会等で優秀な成績を収めることのみを重視した過重な練習は、児童生徒の疲労の蓄積や、多様な活動機会の制限、教職員の長時間労働という弊害にもつながります。

そこで、次に掲げる7つの取組により、児童生徒については、疲労の蓄積やけがの防止を図るとともに、見通しをもって計画的に学習等を進めたり、家族とともに過ごしたり、ボランティア活動など地域の活動に参加したりすることができるようにします。

教職員については、校務の処理や児童生徒と向き合う時間及び計画的に休息する日や時間を確保することにより、多忙化の解消を図ります。

(1) 部活動の活動方針・年間活動計画の作成等

「部活動の在り方に関する方針」に基づいた、各学校の部活動の活動方針を作成し、学校のホームページ等で公開します。また、各部活動の年間活動計画及び部活動休養日等を示した毎月の活動計画を作成し、家庭に配布します。

※中学校の特設の部活動を含みます（以下同じ）。

※小学校の特設クラブについても中学校の基準を準用します（以下同じ）。

(2) 設定された部活動休養日の徹底

1 学期中

○中学校 平日週1日及び土日いずれか週1日以上

○高等学校 平日週1日及び土日いずれかを月2日以上

平日の休養日1日は児童生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとしますが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断で一部の部活動のみ別日に設定することができることとします。

土・日に大会等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）が実施される場合は、原則として同月内の別日に休養日を振り替えます。

2 長期休業中

○中高共通

学期中と同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始の学校閉庁日も休養日とすることを徹底します。

(3) 設定された部活動練習時間の上限の徹底

1 通常練習

○中高共通 平日 2 時間 学校の休業日 3 時間

2 大会等

○中高共通

平日の大会、あるいは、土・日の大会等（遠征・合宿・練習試合・合同練習会等を含む）は、上記練習時間の設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けます。

(4) 大会等への参加の在り方の見直し

部活動の本来の目的及びスポーツ医・科学的な観点から児童生徒の健康・安全を第一に考え、大会等の参加を精選します。

また、県教育委員会と各競技団体・体育連盟・校長会等との「部活動改革検討委員会」を毎年開催し、大会等の精選を図っていただくよう要請します。

(5) 部活動の設置数の見直しと複数顧問制の導入・拡大

各学校と地域の実情を踏まえ、部活動の設置数を精選し、一つの部活動に対し複数の顧問を配置し、顧問間で部活動に係る指導時間等を調整します。

(6) 部活動指導員の配置（中学校・高等学校）

学校の教育計画に基づき、校長の監督を受けて、単独で部活動の実技指導及び大会・練習試合等の引率を行うことができる部活動指導員を配置し、部活動の質的向上と併せて教員の働き方改革を図ります。部活動指導員の確保にあたっては、関係団体と連携し、人材確保に努め、部活動指導員の資質・能力（指導理念、コーチング、健康に関する知識、人間性等）を高める研修を継続的に実施します。

(7) 中学校における休日の部活動の地域移行

（令和 4 年度から追加）

令和 5 年度以降の実施に向け、現在、会津若松市で実践研究を行っています。中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について、その課題や成果を全市町村で共有することにより、部活動の地域移行を促進します。

2 統合型校務支援システムの効果的な運用

県立学校については、令和2年度から運用を開始した、統合型校務支援システムによる校務処理の成果と課題を把握し、効率化をさらに進めます。

市町村立学校については、関係機関の代表者で組織する「市町村立学校統合型校務支援システムの在り方検討協議会（平成30年11月26日設置）」において、選定された推奨システムの各市町村の導入を促進するとともに、導入された推奨システムによる校務処理の成果と課題を把握し、市町村・業者との適切な役割分担の下、効率化をさらに進めます。

3 モニタリング校支援事業の推進 (令和4年度から追加)

「アクションプランⅡ実践モニタリング校」を指定し、アクションプランⅡの取組状況と教職員の勤務時間についてモニタリングを行い、データの分析結果を当該校にフィードバックすることにより、時間外勤務時間の削減を支援します。

単にモニタリング校の教育活動を制限して時間外勤務時間を削減するのではなく、モニタリング校の特色ある教育活動に時間を割けるようにすることを念頭に、業務の効率化の推進や教職員間の業務の平準化等を推進します。

モニタリング校に対して行った支援の内容や成果等については、全公立学校に普及させ、時間外勤務時間の削減を推進します。

VI 継続取組テーマ

1 マネジメント体制の改善

(1) 勤怠管理システムによる出退勤時間の管理

令和2年度から県立学校に導入した勤怠管理システムを用いて、出退勤時間を客観的に把握し、教職員自身が自らの勤務時間に対する意識を高めるとともに、管理職や教育委員会が在校時間を適正に管理することにより、勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進します。

また、休暇等の申請をシステム上で行い、出勤簿等に自動で反映させることにより、事務処理のスマート化を図ります。

(2) 「ふくしま教育クラウドサービス（FCS）」の活用

クラウドサービス（Google Workspace for Education）の特長を生かし、校内行事予定の共有、各種文書・資料等の共同編集など、FCSの各種機能活用による業務の効率化をさらに進めるために、活用実践例を共有します。

(3) 副校長・主幹教諭の計画的な配置

小・中学校の大規模校や各地区の基幹校、課題校及び義務教育学校において副校長・主幹教諭を配置し、メリハリのある効率的な業務の計画、進行の管理を図るとともに、学校における業務のマネジメントの在り方について、副校長、主幹教諭の配置校における優れた実践例を県内の各校に普及します。

また、一部の県立学校において副校長を配置し、校務運営や指導体制の充実と迅速な対応、協働及び授業力向上を図ります。

(4) 児童生徒一斉下校日の設定

原則として週に1日を児童生徒一斉下校日と定め、児童生徒の自主学習時間や、ボランティア活動など地域の活動に参加する時間を確保するとともに、教員自身が質の高い授業を展開するための研究、研修の時間、あるいは、効率的な校務運営のための打合せ、会議の時間を確保します。

(5) 夏季休業中における学校閉庁日の設定

各学校において、いわゆるお盆期間を含めた連続3日以上（週休日及び祝日は除く）を学校閉庁日と定め、週休日の振替の際に指定するとともに、夏季休暇、年次有給休暇の計画的な取得促進を図ります。

なお、休日である年末年始6日（12月29日～翌年1月3日）の閉庁を徹底します。

(6) 法律に関するアドバイザーの活用

生徒指導上の問題について、選定された弁護士（生徒指導アドバイザー派遣事業）が法律的視点からアドバイスを行い、課題の深刻化を防ぎます（市町村教育委員会に対する支援も行います）。

また、県立学校においては、必要に応じて、教育庁を経由の上、知事部局における法務相談制度も活用することができます（市町村立学校は対象外）。

(7) 会議・研修会の精選及び調査・統計等の整理

県教育委員会が主催する会議や研修会について精選を行うとともに、その内容や時間の見直しを行います。

また、県教育委員会が発出する依頼や調査事項について、引き続き教育庁内において各課室の連携を密にしながら、十分に必要性を確認したうえで発出し、学校の負担軽減に努めます。

(8) 県教育委員会が発信するメールの見直し

(令和4年度から追加)

県教育委員会が発信するメールについては、必要性を十分に確認したうえで、添付ファイルの数等にも配慮して送信します。

(9) 留守番電話の設置（県立学校）（令和4年度から追加）

緊急時の連絡方法を確保した上で留守番電話を設置し、正規の勤務時間外の電話対応時間を短縮することにより、時間外勤務時間を削減します。

市町村教育委員会に対して、留守番電話の設置に関する情報を提供し、留守番電話の設置を促します。

2 校務の見直し

(1) 業務の役割分担等の見直し

県教育委員会が令和2年3月に策定した「多忙化解消に向けた業務の役割分担等の見直し」について、県教育委員会の取組（手立て等）を引き続き実施し、教職員の業務の役割分担・適正化を推進します。

(2) 会議の精選、会議の持ち方の見直し

会議の廃止や精選を行います。また、スタンディング会議や時間制限を設けた会議の実施、参加メンバーの見直し、校内イントラを活用した事前の資料配付・事後の議決周知及び会議のペーパーレス化を行うなど、従来の会議の持ち方を見直します。

また、外部機関等との会議については、オンライン会議の導入も推進します。

(3) 校務分掌における業務分担の適正化

学校内規の改正や業務慣行の見直しを行い、業務の明文化を進めるとともに、委員会組織の改編等のスクラップ&ビルドを実施し、業務分担の適正化を図ります。

特に、必要性が低下し、慣習的に行われている業務は、業務の優先順位をつける中で廃止していきます。

(4) 業務改善コンサルタント等による業務改善研修の成果の共有

県教育委員会業務改善担当者を対象に実施した研修や学校訪問の成果をまとめた事例集を、学校での業務改善の取組に生かし、改善できる業務の改廃を保護者や地域の関係団体、行政機関と協働して行います。

(5) コンクール等(※)の精選(小学校・中学校)

※課外活動である部活動に係るコンクール等を除く

学校として授業の中で練習や創作等に取り組んで参加する音楽発表会や絵画・ポスター・作文・書写等のコンクールを、学習指導要領の目的・内容に照らし合わせて精選し、教育課程に位置づけます。

3 チーム学校による支援

(1) 大規模校へのスクール・サポート・スタッフの配置 (小学校)

学習プリントの印刷、学年・学級事務（集金、備品管理、教材・教具準備、軽微な事務連絡・調整、調査集計・回答書案作成等）などを教員に代わって行うスクール・サポート・スタッフを大規模校の小学校に配置することにより、教員がより児童の指導や教材研究等に注力できる体制の整備を図ります。

(2) 専門スタッフとの連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、県立特別支援学校に配置する教育支援アドバイザーなどの専門スタッフとの連携を図り、教員と専門スタッフがそれぞれの専門性を発揮することにより、業務を分担して対応できる体制を整備します。

(3) 小学校英語の専科指導教員の配置

計画的な外国語教育支援の基盤整備を進めるなかで、専門性の高い教員による指導を行うため、専科教員の配置を工夫し、負担軽減を図ります。

(4) 小学校外国語教育に関する指導資料の配付や活用促進

学習指導要領の目標や内容の理解に役立つ「イングリッシュ・コンパス」を小学校初任者及び中学校英語初任者に、また、外国語教育の情報を伝える「イングリッシュ・ウインド（外国語教育だより）」を市町村教育委員会や各学校に配付して、外国語の授業づくりの効率化を支援します。

(5) 小学校における教科担任制の推進

小学校高学年における教科担任制を推進します。教科指導の専門性を生かしたきめ細かな指導に努めるとともに、教員の負担軽減を図ります。

(6) ICT支援員の配置（県立学校）

ICT支援員による、ICTを活用した授業、校務、校内研修及び環境整備等の支援を行うことにより、担当教員の負担軽減を図ります。

4 地域からの支援の積極的推進

(1) 地域学校協働活動事業の活用と拡大

授業や放課後における学習支援、登下校の見守り、環境整備等を行う人材をコーディネートする地域学校協働活動事業において、地域の特性に応じた活動をさらに広げます。

(2) 福島県地域学校協働本部の機能充実

福島県地域学校協働本部（県教育庁社会教育課）及び同地域本部（各教育事務所）並びに各市町村本部（市町村教育委員会）が連携を深め、情報を共有し合うことで、地域学校協働活動を進め、教職員の業務負担の軽減も図ります。

VII その他

1 実施関係表

各取組を実施するにあたり、各団体をまたぐ横の連携も重視します。

テーマ		県教委	市町村教委	小学校	中学校	県立学校	P T A	中体連	高体連	高文連	高野連
	重点										
1	(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(4)	○	○		○	○		○	○	○	○
	(5)	○	○		○	○		○	○	○	○
	(6)	○	○		○	○		○	○	○	○
	(7)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2		○	○	○	○	○					
3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	継続										
1	(1)	○	○	○	○	○					
	(2)	○	○	○	○	○					
	(3)	○	○	○	○	○					
	(4)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(5)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(6)	○	○	○	○	○					
	(7)	○									
	(8)	○									
	(9)	○	○	○	○	○					
2	(1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	(3)	○	○	○	○	○					
	(4)	○	○	○	○	○					
	(5)	○	○	○	○		○	○			
3	(1)	○	○	○							
	(2)	○	○	○	○	○					
	(3)	○	○	○							
	(4)	○	○	○							
	(5)	○	○	○							
	(6)	○				○					
4	(1)	○	○	○	○						
	(2)	○	○	○	○	○					

※各団体が関係する取組に○がついています。

2 庁内における時短推進の取組

教育庁、教育機関、学校の事務系職員については、知事部局と連携して業務の見直しを行い、年次有給休暇や夏季休暇等の休暇の計画的取得を推進するなど、時短推進に向けて取り組みます。

VIII おわりに ～教職員の皆さんへ～

県教育委員会は、教職員の長時間にわたる時間外勤務時間の削減が喫緊の課題であると捉え、平成30年度より教職員の多忙化解消に取り組んできました。その結果、一定の効果は認められるものの、依然として、長時間勤務を行わなくてはならない状況にある教職員が多数存在しています。

このような状況を打開するために、連携団体からの意見も取り入れながら、これまでの取組内容を充実させるとともに、新たな取組も追加しました。

県教育委員会は、教職員一人一人のワーク・ライフ・バランスが保たれ、心身ともに健康であることが、児童生徒に対して質の高い教育活動を展開する基盤であると考えています。

そのため、この新たな「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」で示した取組を、県教育委員会を中心に、各所属においては管理職のリーダーシップのもと関係者全員が協力して実践していきたいと考えています。

そして、限りある時間を計画的かつ有効に使うことによって、教職員が心身ともに健康な状態で児童生徒と向き合うことにより、児童生徒の健やかな成長と自己実現に寄与していきましょう。

※ 参考資料

本県のこれまでの教職員の多忙化解消の取組について

<<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70014a/taboukakaisyou.html>>

○ 学校運営の効率化のための取組事例集

- ・取組事例集～小学校編～
- ・取組事例集～中学校編～
- ・取組事例集～高等学校編～
- ・取組事例集～特別支援学校編～

○ 学校運営の効率化のための取組事例集Ⅱ

- ・取組事例集Ⅱ～学校運営の効率化のための実践レポート集～

○ 学校運営の効率化のための取組事例集Ⅲ

- ・取組事例集Ⅲ～学校運営の効率化のための実践レポート集Ⅱ～

○ アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集

○ アクションプランⅡに基づく多忙化解消取組事例集

○ 多忙化解消に向けた業務の役割分担等の見直しについて